

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 17 年 1 月 26 日提出

長岡市・与板町合併協議会
会長 森 民 夫

一般職の職員の身分の取扱い

- 1 与板町の一般職の職員は、すべて長岡市の職員として引き継ぐものとする。
なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努めるものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、職務の実態に照らして、長岡市の職員と均衡を失しないよう公正に取り扱うものとする。

一般職の職員の身分の取扱い方針の骨子

- 1 職員の身分の引継ぎについては、合併の日において長岡市の職員として採用されるものとする。
- 2 職員の職名については、長岡市の職制を基本として決定する。
- 3 職員の給与については、長岡市の制度を基本として決定する。
- 4 職員の給料月額は、合併の日の前日に受けていた給料月額を保障する。

一般職の人数(平成 16 年 4 月 1 日現在)

(単位：人)

	長岡市	与板町	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	合計
実職員数	1,688	73	146	154	77	64	131	2,333

